

改 正 後	改 正 前
第 8 条 ((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)) 関係 (振替記載等の期間の通算) 8 - 4 措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関、同条第 2 項に規定する証券業者等又は同条第 3 項に規定する内国法人（以下この項において「指定金融機関等」という。）が自ら所有する公社債又は合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託につき支払を受ける利子又は収益の分配（以下 8－5 までにおいて「利子等」という。）で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者の振替記載等がされていた期間（振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式としていた期間をいい、同条第 3 項に規定する内国法人に係る期間にあつては、措置法令第 3 条の 3 第 8 項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。以下 8－5 までにおいて同じ。）がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の振替記載等がされていた期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第 4 条第 5 項((金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等))に規定する「記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間」に含まれるものとする。 (1) 指定金融機関等 (2) 所得税法別表第 1 に掲げる法人又は公益信託等の受託者 (3) 国 (4) 措置法第 5 条の 2 第 1 項の規定により、振替国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債の振替記載等がされていた期間を通算する場合に限る。） (5) <u>法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する非居住者又は同項第 7 号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの(外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、公社債の利子に係る所得税が免除されるものに限る。)</u> (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等	第 8 条 ((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)) 関係 (振替記載等の期間の通算) 8 - 4 措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関、同条第 2 項に規定する証券業者等又は同条第 3 項に規定する内国法人（以下この項において「指定金融機関等」という。）が自ら所有する公社債又は合同運用信託若しくは特定公募公社債等運用投資信託につき支払を受ける利子又は収益の分配（以下 8－5 までにおいて「利子等」という。）で当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける指定金融機関等以外の者の振替記載等がされていた期間（振替口座簿に記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式としていた期間をいい、同条第 3 項に規定する内国法人に係る期間にあつては、措置法令第 3 条の 3 第 8 項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。以下 8－5 までにおいて同じ。）がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間がその利子等の支払を受ける指定金融機関等の振替記載等がされていた期間と引き続いているときに限り、その期間も措置法規則第 4 条第 5 項((金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用のための手続等))に規定する「記載若しくは記録されていた期間又は委託した期間若しくは記名式であった期間」に含まれるものとする。 (1) 指定金融機関等 (2) 所得税法別表第 1 に掲げる法人又は公益信託等の受託者 (3) 国 (4) 措置法第 5 条の 2 第 1 項の規定により、振替国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人（同項の適用を受ける国債の振替記載等がされていた期間を通算する場合に限る。） (5) <u>租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府（地方公共団体を含む。）の所有する機関</u> (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等